

## クレーン運転特別教育科 訓練内容

訓練科名称	クレーン特別教育科	コマ別詳細内容	時間	
訓練概要	ものづくり企業人として、クレーン運転の資格は、			
	必要不可欠なものである。			
	労働省告示の”クレーン取扱い業務等特別教育規程”に基づく研修を行う。			
学習目標	吊上荷重5t未満の全てのクレーン(機上運転式、無線操作式、床上運転式、床上操作式)と、	テキスト： クレーンの運転(特別教育用テキスト) ／日本クレーン協会		
	5t以上の跨線テルハの運転者資格を取得する。			
対象者 訓練生数	地域企業等の最近の新人社員を対象として 定員10名前後			
訓練の特徴 ポイント	最近の新人社員を対象とした、クレーンに関する知識などの学科を9時間以上と、 クレーンの運転・合図の実技を4時間以上の特別教育を行う。			
1日目	<b>【学科】</b>		学科	
8:30～11:30	1. クレーンに関する知識	種類及び型式、主要構造部分、作動装置、安全装置、ブレーキ機能、取扱い方法	3Hrs	
11:30～12:30	昼食			
12:30～15:30	2. 原動機及び電気に関する知識	電気に関する基礎知識、電動機、開閉器、コントローラ等電気を通ずる機械器具、	3Hrs	
15:30～16:30	3. )関係法令	電路の点検及び補修、感電による危険性	学科	
		労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)、労働安全衛生法施行令(昭和47年労働省令第318号。以下「令」という。)、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)及び	1Hr	
		クレーン則中の関係条項	学科	
16:30～18:30	4. クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	力(合成、分解、つり合い及びモーメント)、	2Hrs	
		重心、荷重、ワイヤロープ、フック及びつり具		
		の強さ、ワイヤロープの掛け方と荷重との関係		
		の強さ、ワイヤロープの掛け方と荷重との関係		
	<b>【実技】 ※実技は、各事業所にて実施</b>		実技	
	5. クレーンの運転のための合図	合図の方法	1Hr	
	6. クレーンの運転	重量の確認、荷のつり上げ、	実技	
		定められた経路による運搬、荷の卸し	3Hrs	
		学科合計：9Hrs		
		実技合計：4Hrs		
		合計：13Hrs		